

## 京都市社会福祉審議会の開催結果について

1 日程 令和2年8月4日（火）～令和2年8月12日（水）

2 審議案件 京都市におけるひきこもり支援の在り方について

3 審議方法 書面審議

4 各委員からの回答状況（委員48名中）

承認する 48名

承認しない 0名

5 審議結果

各委員からの御意見及び本市の見解を踏まえ、議案は修正箇所なしで承認

御意見の内容	本市の見解
<p>全般に関すること</p>	
ひきこもり支援の事例があれば紹介してほしい。	ひきこもり支援については、支援手法が確立されておらず、今後、事例を積み上げ、事例集等を作成することも検討してまいります。
「支援」が当事者を「追い込む」ことにならないよう留意されたい。	今後の取組への参考とさせていただきます。
いつからでも、どこからでも、チャレンジできる、希望が持てる、再出発できる、そして、「誰一人取り残さない社会」を目指そうとする情熱が生まれる環境が作られていくことに期待したい。	
まずは成功した事例の収集から始めれば、解決の道が見えてくるのではないか。	
<p>ひきこもりに関する理解の醸成に関すること</p>	
地域社会の理解を醸成するための具体的対応を望む。	今後の取組への参考とさせていただきます。
京都市から市民への制度PRにおいて、ひきこもりはよくないというイメージを与えすぎないようにしてほしい。	
「地域社会の理解を醸成」するためには、正確な情報共有することが不可欠であり、「情報発信」だけでは不十分と考える。	
<p>相談窓口に関すること</p>	
「ひきこもり相談窓口」を行政区ごとにワンストップで設けてほしい。	P7末尾の「まずは1箇所の相談窓口で事例を蓄積し、ノウハウを確立していく、将来的にはより身近な地域での窓口設置についても検討されたい。」との記載に基づき、今後の検討事項であると認識しております。

御意見の内容	本市の見解
リモートでの相談等も検討してはどうか。	オンラインによる相談の仕組みの導入については、現状ではセキュリティやプライバシーの確保に課題がありますが、今後の相談ニーズを踏まえて検討していきたいと考えております。
<b>区役所・支所保健福祉センターに関すること</b>	
P 9 の③の文末に続けて『支援全体のコーディネート役を担う職員』として全行政区に保健師を配置するなど体制の充実をはかるよう努めること。』と追記してほしい。	配置する職員は、保健師に限定するのではなく、対人支援の経験が豊富な職員も含め、求められる役割を果たせる人物であることが何より重要であると考えております。
各保健福祉センター間における課題の共有と連携を強め、センター機能を高められたい。	今後の取組への参考とさせていただきます。
各保健福祉センターの支援体制の構築に向けた適切な要員確保を図られたい。	
<b>よりそい支援員に関すること</b>	
支援員の専門性について、どのように考えているか。	社会福祉士等の有資格者や一定年数の生活困窮者等の支援経験がある者を配置することとしております。
「よりそい支援員」の位置付けを明確にすることが必要ではないか。	よりそい支援員については、P 9 に記載されているとおり、保健福祉センターが主体的に関わってもなお、制度のはざまとなって支援の手が届かないケースに対する伴走型支援を行う支援員として位置付けられています。
<b>社会資源に関すること</b>	
地域の社会資源の活用、連携に当たっての、個人情報の保護については、どのように考えているか。	個人情報の共有は、生活困窮者自立支援法上の支援会議に位置付けられる支援調整会議で行います。当該会議の出席者には、同法に基づき守秘義務が課され、違反者には罰則規定も設けられており、個人情報は厳に守られることとなっております。
京都市の社会資源（寺社・大学の案内や掃除、行事の手伝い etc.）を活用して、ノルマを強制せず、気楽に本人に任せて、時給を付けて、社会参加を始めてみるのはどうか。	今後の取組への参考とさせていただきます。

御意見の内容	本市の見解
<p>その他に関すること</p> <p>専門分科会に当事者や家族、当事者団体等も含めていただけるよう検討してほしい。</p>	<p>専門分科会では、幅広いケースの支援に関わる団体等の意見を聴取することにより、当事者や家族のニーズを把握してきました。今後は、一人ひとりを大切にした支援を丁寧に行う中で、当事者の思いを直接お伺いし、組織的に共有してまいります。</p>
<p>ワンストップ支援センターの設置について検討してほしい。</p>	<p>本市においては、これまでから、保健福祉センターの各分野の窓口で受け付けた相談等について、その内容や課題に応じ、統括保健師の調整の下、分野横断的に連携し、総合的、包括的な支援の実施に結び付けています。今回のひきこもり支援の仕組みが構築されることにより、こうした取組が一層強化されるものと考えております。</p>
<p>P 10において、「行政サービスの拡充」を追記してほしい。</p>	<p>相談窓口の再編や寄り添い支援係長の配置、よりそい支援員の新設など、専門分科会からの中間報告を踏まえて、既に本市において、行政サービス拡充の取組を推進しております。</p>
<p>P 11の第4段落以降「留意いただきたい点」の4項目として『ひきこもり支援の在り方検討専門分科会』については引き続き存続し、当事者・家族についても委員や参考人として直接的な参加をはかりながら、本意見具申をうけて実施されるひきこもり支援について定期的に検証し改善を検討すること」を追記してほしい。</p>	<p>P 6の最後に「支援を通して当事者の声を十分に聞きつつ、状況に即した新たな支援モデルを設定するなど、再構築後も事例の積上げとそれらを踏まえた検証を重ねるべき」と記載されており、支援の事例を踏まえた継続的な検証を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>不登校のひきこもりだけではなく、青年期のひきこもりの当事者本人と家族への支援を充実してほしい。</p>	<p>今回意見具申いただく具体的な方策を着実に実施することにより、青年期を含めた全年齢のひきこもりの当事者本人や家族への支援の充実につながるものと考えております。</p>
<p>家族の声を受け止める具体的施策の検討を求める。</p>	<p>今後の取組への参考とさせていただきます。</p>
<p>各区の保健福祉センターの担当者など、実際に寄り添い支援に携わる方たちの「活動見える化する指標」があると良いのではないか。</p>	